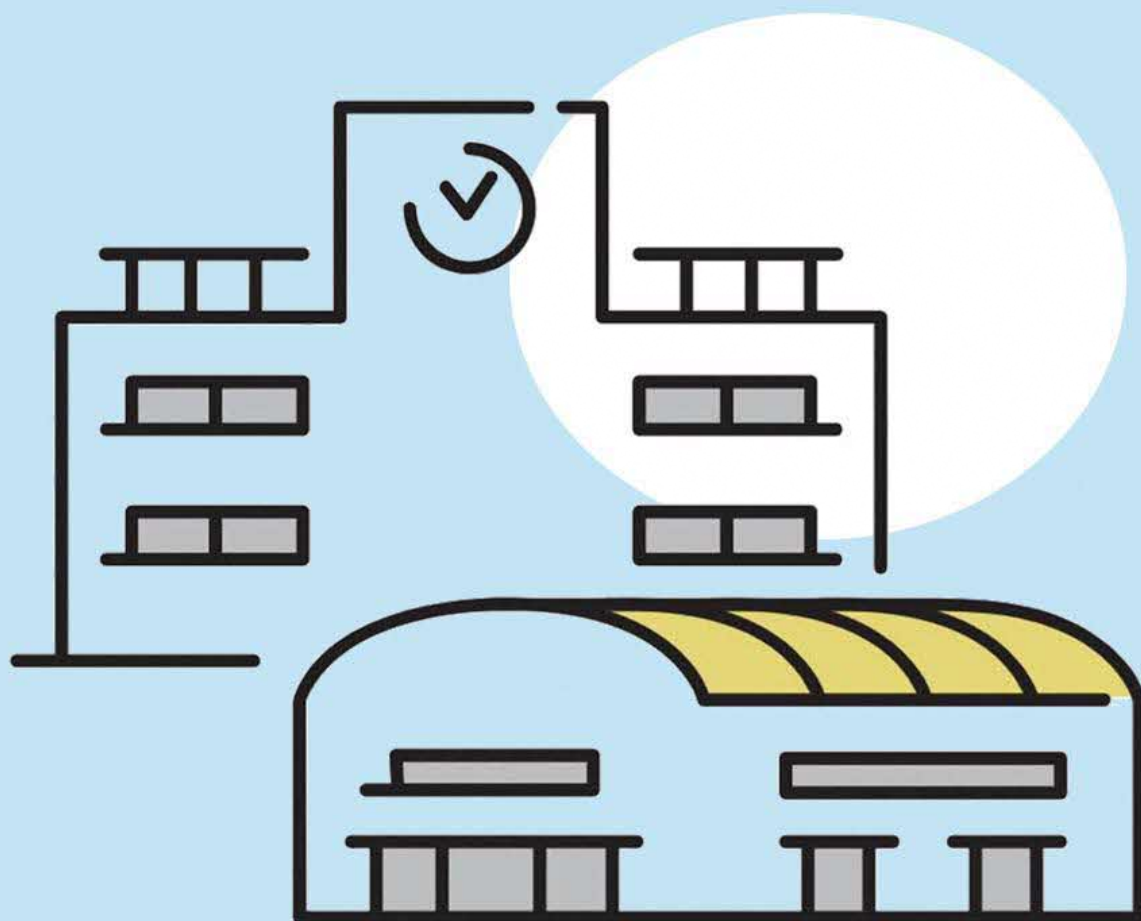


東京都北区避難所運営マニュアル

—第1部 事前準備編—



第1部 事前準備編では、
平時からの準備、事前に習得すべき知識等
が整理されています。

目 次

はじめに	1
第1章 東京都北区避難所運営マニュアルの位置付け	3
第2章 避難場所等について	4
1 避難所とは	4
2 避難場所等の種類	4
3 避難者	6
4 避難所における「自助・共助・公助」	6
第3章 避難所開設・運営体制	8
1 基本的な役割分担	8
2 初動体制（発災後24時間までを目安に活動）	9
3 避難所管理運営委員会（発災後24時間以降を目安に活動）	10
4 平常時における体制	11
4-1 避難所管理運営委員会の人選及び事前協議事項	11
4-2 避難所ごとの運営マニュアルの作成	12
第4章 避難所の開設・運営・閉鎖	13
1 避難所開設・運営・閉鎖までの流れ	13
1-1 避難所の解錠・安全点検	15
1-2 避難所運営における状況の変化	16
2 避難所における配慮	17
2-1 居住スペースの配慮	18
2-2 要配慮者等への配慮	23
2-3 女性への配慮	25
2-4 性的マイノリティ	27
2-5 妊産婦・乳幼児への配慮	29
2-6 子どもへの配慮	30
2-7 外国人への配慮	33
2-8 ペットと避難者が共存するための配慮	34
2-9 トイレ環境への配慮	37
2-10 その他配慮が必要なこと	38
3 在宅避難者への支援について	41
3-1 情報の提供	41
3-2 支援物資の提供	41
3-3 健康の確保等	41

はじめに

本マニュアルは、大規模災害に備え以下の３点を中心に、北区における避難所の開設・運営の指針を示しています。

北区における災害対応力の向上を目指し、地域の皆さまによる自主的な避難所運営の取組みを支援するためのものです。地域の実情や協議等を反映した避難所ごとの運営マニュアルを作成する際に、本マニュアルをご活用ください。

- １．避難所の運営は、地域住民等が主体となって行うこと**
- ２．避難者等の多様性に十分配慮すること**
- ３．学校施設の場合は、教育活動の再開を踏まえて運営すること**

～東京都北区避難所運営マニュアル策定・改定について～

東京都北区避難所運営マニュアルは、北区全域の指定避難所（区立小・中学校等）を地域住民が自主的に運営する上の基本的な指針として、地域や学校などの状況に応じて避難所ごとの運営マニュアルを作成する際の参考資料となるよう、平成 26 年 6 月に策定されました。

その後、災害対策を取り巻く社会情勢が変化する中、令和 4 年 5 月には東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、北区では令和 6 年 3 月に地域防災計画の改定を行いました。

また、令和 6 年元日に発生した能登半島地震を含むこれまでの大規模地震の教訓を踏まえ、令和 7 年 3 月には東京都が「東京都避難所運営指針」を策定し、避難者への支援や避難所運営の課題解決の方針が示されました。

こうした流れを受け、今後、いつ発生するとも限らない首都直下地震をはじめとする災害への備えを強化するため、令和 8 年 3 月に本マニュアルを改定いたしました。

～参考・引用文献～

- 1 東京都北区「東京都北区地域防災計画」（令和 6 年 3 月改定）
- 2 内閣府「防災基本計画」（令和 7 年 7 月）
- 3 内閣府（防災担当）「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和 6 年 12 月改定）
- 4 内閣府（防災担当）「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」（令和 6 年 12 月改定）
- 5 内閣府（防災担当）「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和 3 年 5 月改定）
- 6 内閣府（防災担当）「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」（令和 6 年 3 月）
- 7 内閣府（防災担当）「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和 4 年 7 月）
- 8 内閣府（防災担当）「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント」の活用について（事務連絡）（令和 6 年 10 月 1 日）
- 9 内閣府（防災担当）「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」（令和 6 年 6 月）
- 10 内閣府（防災担当）「避難所における性的マイノリティへの配慮に関する取組調査結果について（周知）（事務連絡）（令和 4 年 11 月 7 日）」
- 11 内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（令和 6 年 12 月改定）
- 12 内閣府（防災担当）「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和 5 年 3 月）
- 13 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和 2 年 5 月）
- 14 内閣府政策統括官「災害救助事務取扱要領」（令和 7 年 10 月）
- 15 内閣府「平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」（平成 29 年 4 月）
- 16 中央防災会議 防災対策実行会議 令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和 6 年 11 月）
- 17 環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成 30 年 3 月）
- 18 東京都「能登半島地震を踏まえた都の防災対策の方向性について」（令和 6 年 9 月 12 日）
- 19 東京都「東京都避難所運営指針」（令和 7 年 3 月）
- 20 東京都総務局「平成 28 年熊本地震支援の記録」（平成 28 年 11 月）
- 21 熊本市「熊本市避難所開設・運営マニュアル」（令和 7 年（2025 年）7 月改訂）
- 22 東京都渋谷区「ペットとの同行避難マニュアル」（平成 30 年 4 月）
- 23 北海道札幌市「女性の視点を取り入れた避難場所運営の取組について」
- 24 宮城県仙台市「妊産婦・乳幼児に対する支援のポイント～避難所運営者・支援者向け～」（平成 28 年 4 月）
- 25 東京都北区「北区マンション防災マニュアル」（令和 6 年 3 月）

第1章 東京都北区避難所運営マニュアルの位置付け

このマニュアルは、東京都北区地域防災計画（令和6年3月改定）に基づき、「突発的かつ大規模な災害」が発生した場合の北区における避難所開設・運営の基本方針を示したものです。

マニュアルは第1部～第3部に分かれています。

<突発的かつ大規模な災害とは>

- 区内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- 災害対策本部長（北区長）が指示する場合※

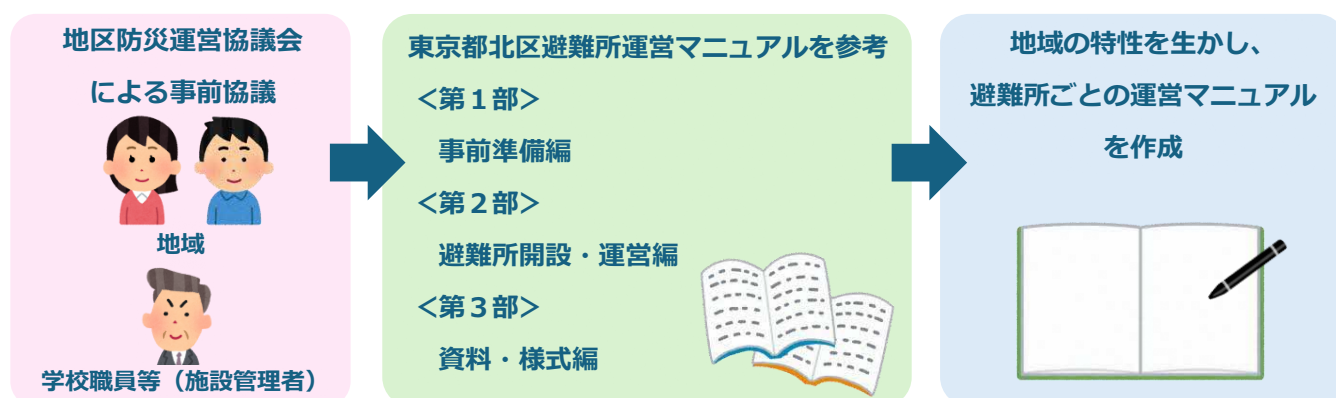
※水害発生時を含む。水害発生時の避難所開設・運営については、事前準備編 第1章 2.避難所の種類<補足：水害時の避難所運営について（河川氾濫や土砂災害等）>（P5）を参照。

■「東京都北区避難所運営マニュアル」の構成

編	概要	使い方
<第1部> 事前準備編	避難所の役割等に関すること	平常時からの準備、事前の知識を整理する時に読みます。
<第2部> 避難所開設・運営編	発災時の初動手順、避難所運営及び集約・閉鎖に関すること	発災時の開設や運営を即座に知りたい時に読みます。
<第3部> 資料・様式編	避難所開設・運営時に使用する資料や様式等について	運営時に使用する記録表、受付表を載せています。必要に応じて随時更新します。

地域ごとの地区防災運営協議会において、このマニュアルを基に、「避難所ごとの運営マニュアル」を作成し、大規模災害に備えてください。（例：王子小学校避難所運営マニュアル）

地域ごとの特性に合わせ、災害の時、実際に役に立つ実践的なマニュアルにしてください。地域の防災訓練等を通じて避難所の開設や運営などの活動が円滑に行えるよう、適宜見直しをしてください。



第2章 避難場所等について

1 避難所とは

発災後、自宅に住めなくなった人が一定期間生活する場所であるとともに、情報連絡、医療救護等、地域の支援活動の拠点でもあります。

2 避難場所等の種類

地震時に避難する場所は3種類あり、それぞれの避難のタイミングやその利用方法等は次に示すとおりです。

■ 避難場所等の種類

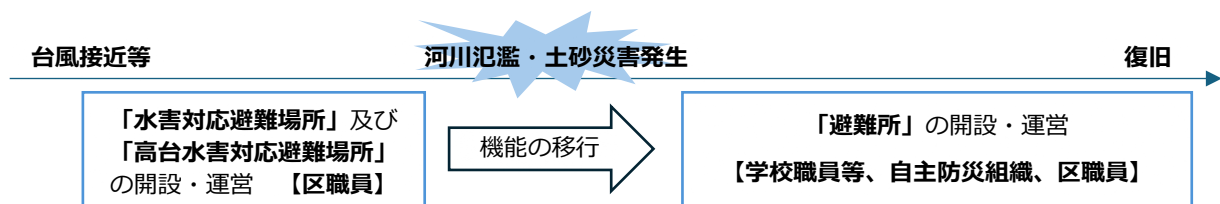
分類	位置づけ
いっとき 集合場所 	大地震発生後、火災が拡がり、危険が迫る可能性がある場合、近隣居住者の安否及び周辺の安全確認を行う一時的な集合場所です。
避難場所 	火災が迫り、自宅、事業所、いっとき集合場所等にいることが危険な場合に避難する場所です。
避難所 本マニュアルの対象 	発災後、自宅に住めなくなった人が一定期間、生活する場所であるとともに情報連絡、医療救護等、地域の支援活動の拠点です。

～補足：水害時の避難所運営について（河川氾濫や土砂災害等）～

荒川のように大規模な河川が氾濫する時、区の低地部は広範囲で浸水することが想定されます。河川の氾濫は突発的に発生する地震とは違い、事前の予測が可能です。区は、雨風が強くなる前に、避難する施設として、「水害対応避難場所」や「高台水害対応避難場所」を開設します。なお、避難場所の開設は区職員が行います。

その際、河川氾濫や土砂災害等が発生し、浸水・がけ崩れなどにより自宅では生活できない被災者が発生した場合は、被災者が一定の期間生活する場所として、「避難場所」をそのまま「避難所」に移行し、開設する場合があります。

避難所は、基本的には、水害発生前に既に開設されている避難場所の施設をそのまま使用します。避難所の運営は、震災時と同様に、避難所を指定する自主防災組織、区職員及び学校職員等がそれぞれの役割に応じて行います。避難者も、積極的に運営を行うようにします。



■荒川の氾濫を想定した場合の避難場所等

分類	位置付け	該当施設	運営	指定
高台水害対応避難場所	川の上流域を含めた広範囲で大雨が降るような大型台風の接近の場合に、災害から身を守るために一時的な避難者の受入れを行う施設です。避難場所内の教室や畳のある部屋、保健室等に要配慮者専用の避難スペースである福祉避難室を設けています。	北区立小・中学校等	区職員	高台に位置する北区立小・中学校等を指定します。
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設です。	区営住宅、都営住宅、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅等	—	災害に対して安全な構造であり、安全な区域に位置する、または北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とします。

■石神井川の氾濫・土砂災害を想定した避難場所等

分類	位置付け	該当施設	運営	指定
水害対応避難場所	石神井川の氾濫や土砂災害の発生が予想される場合に、災害から身を守るために一時的な避難者の受入れを行う施設です。	北区立小・中学校等	区職員	北区洪水ハザードマップや土砂災害（特別）警戒区域等を踏まえ、施設を指定します。

■避難所

分類	位置付け	該当施設	運営	指定	
				荒川の氾濫	石神井川の氾濫・土砂災害
避難所	発災後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所です。	北区立小・中学校等	避難所を指定する自主防災組織 区職員及び学校職員等	高台の小・中学校等	石神井川の氾濫による浸水及び土砂災害の影響を受けない学校を指定します。

3 避難者

避難者とは、単に「発災後に避難生活を送っている方々」を広く指すのではなく、「災害によって、自宅等の生活基盤を失った方々、電気・水道等のインフラや物流網の途絶等のため、避難生活において何らかの支援を必要とする方々」を指します。

避難者は、大きく以下の3つに分類されます。

避難所避難者	避難所で生活する方々のことです。
在宅避難者	自宅は無事であるものの、ライフライン（電気・水道・ガス・物流）の停止によって生活が困難になった方々のことです。寝泊まりは自宅ですが、水や食料の提供等を避難所で受けます。
被災地外避難者 (本マニュアルでは対象外)	被災していない地域又は被害が比較的少ない地域へ避難する方々のことです。

なお、帰宅困難者については、都立施設等の「一時滞在施設」で受け入れますので、避難所での受け入れは不要となります。

4 避難所における「自助・共助・公助」

「自助・共助・公助」は、災害に対処するための重要な考え方であり、それぞれが補完し合うことで円滑な避難所運営や全体の安全と安心に繋がるため、理解と実践がとても重要です。

自助	個人・家庭で、自身や家族の身の安全を守る活動や、そのための備え
共助	地域の中で地域住民の安全を共に守る活動や、そのための備え
公助	行政が区民の安全を守るために行う各種活動や、そのための備え

<自助の例>

- 食料や生活用品等の備蓄、非常持ち出し用品の準備
- 家族の役割分担、避難や連絡方法の確認

<共助の例>

- 日頃から隣近所とコミュニケーションを図り、地域の絆を深めること
- 避難の際に支援が必要となる方を把握し、避難支援の方法を事前に決定

＜公助の例＞

- 避難所担当職員の派遣体制の整備、職員教育の徹底など、支援体制を構築
- 避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保
- 避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備



第3章 避難所開設・運営体制

1 基本的な役割分担

避難所では多くの方が集まり、共同生活を営むことになるため、誰かが避難所の運営を取りまとめる必要があります。しかし、災害発生の直後、行政機関は十分に機能できません。そこで、避難所の運営については北区町会自治会連合会での話し合いを経て、地域住民等により自主運営を行うこととなっています。基本的な分担は以下のとおりです。

■ 避難所の開設・管理運営体制

北区で震度5弱以上の地震が発生した時、避難所の開設に向けた活動を開始します。

組織等	組織の定義	基本的な役割分担
自主防災組織 	● 地域住民が、自分たちの地域を守るために防災活動を行う組織	● 避難所の開設・管理運営 ● 避難所管理運営委員会の設置
避難者 	● 避難所で避難生活をする方 ● 自宅等で避難生活をする方	● 避難所ルールの遵守 ● 避難所の開設・管理運営等への積極的な参加・協力
区職員 	● 災害時に避難所に参集する 北区の職員 (学校等指定参集職員)	● 避難所への参集、状況把握 ● 自主防災組織と共に避難所の開設・管理運営を支援 ● 避難所情報の収集や区災対本部等への伝達等を支援
学校職員等 	● 避難所となる施設の管理者 (施設管理者)	● 施設の被害状況把握 ● 施設の使用許可・調整・助言

2 初動体制（発災後24時間までを目安に活動）

大規模災害が発生すると、避難所への行政支援の遅れが予想されるため、地域の方々主体による「初動体制」を構築し、避難所を開設することが必要となります。

発災後、避難所に参集した自主防災組織、区職員、学校職員等は連携し、避難所を開設します。

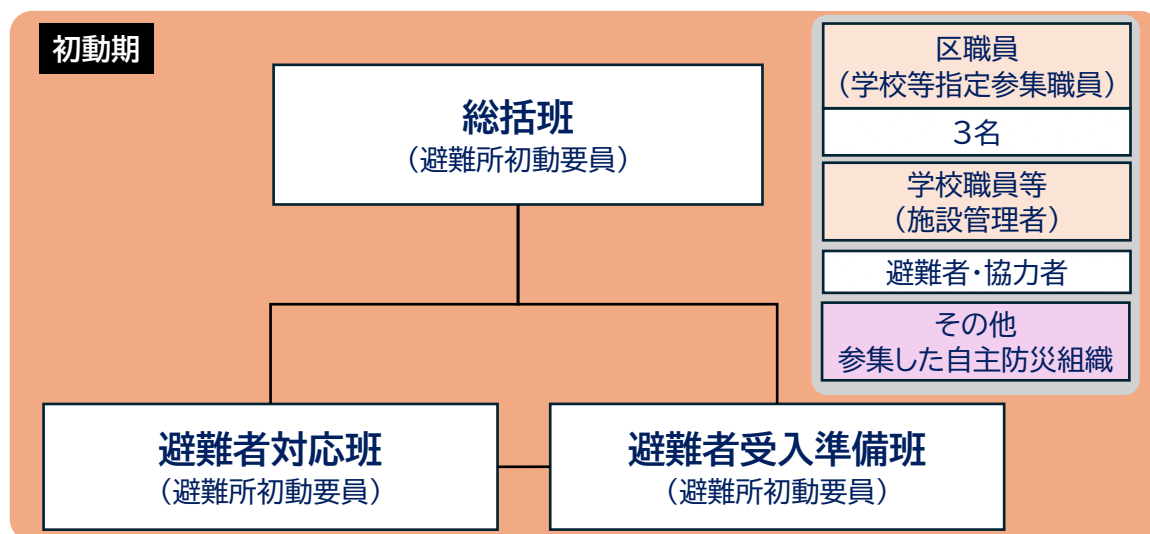
なお、円滑に避難所を開設するため、自主防災組織は、あらかじめ地域の中で定めた「避難所初動要員（活動の中心的な役割を担う人員）」等を避難所に派遣します。

避難所開設作業は、原則として作業に従事する者を総括班、避難者対応班及び避難者受入準備班の3班に分けた上で、避難所開設キット※に格納されたアクションカード等に沿って実施します。

※避難所開設キットについて

避難所の知識のない人でも効率的に避難所開設を進められるよう、作業手順を示した「アクションカード」や、施設の図面、資機材の操作マニュアル等をまとめて格納した「避難所開設キット」を各避難所に配備しています。

■初動体制の組織体系例



3 避難所管理運営委員会（発災後24時間以降を目安に活動）

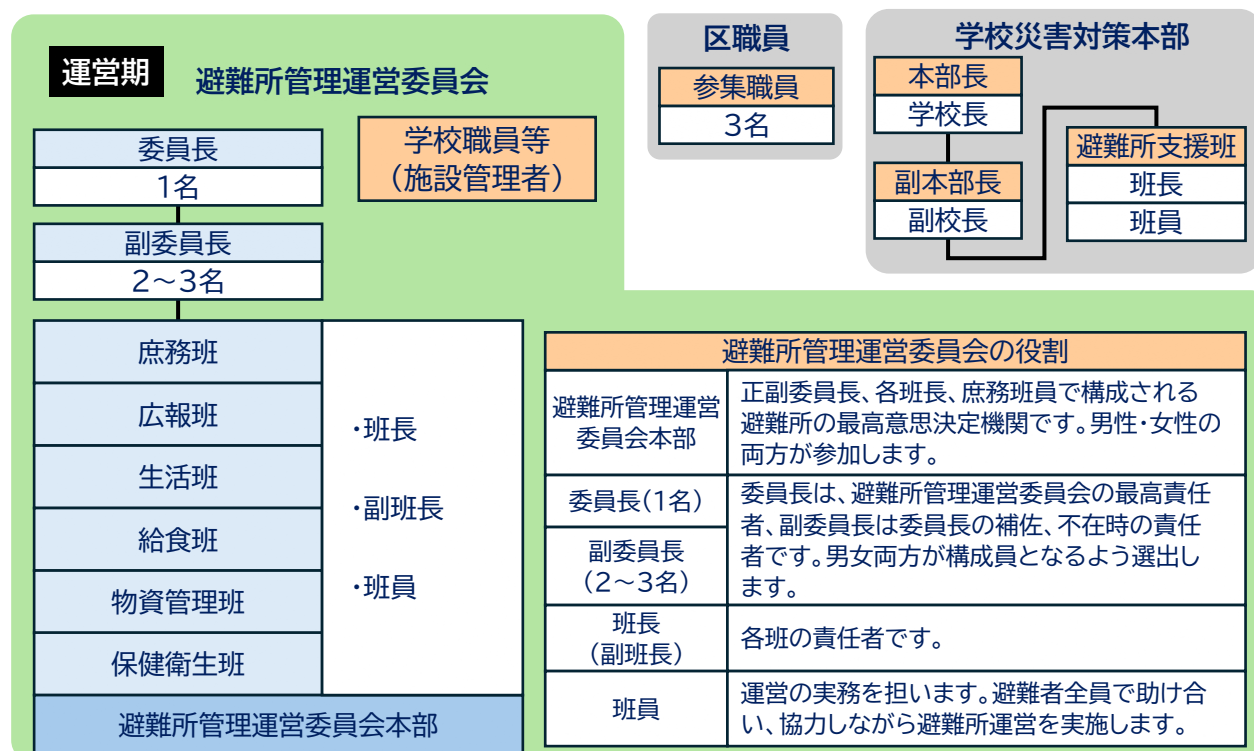
初動体制による避難所の開設が完了した頃を目安に、自主防災組織が中心となり、学校職員等、避難者の代表者等で構成される「避難所管理運営委員会」を立ち上げます。「避難所管理運営委員会」は、本部及び6班からなる組織体制であり、避難者、区職員と協力して各種活動を実施します。

■ 避難所管理運営委員会の設置に伴う班体制の再編成について

初動体制による避難所開設作業がある程度完了し、避難所管理運営委員会による避難所運営が開始されるタイミングで、班体制が再編成されることに留意。

初動体制（3班体制） → 避難所管理運営委員会（本部及び6班体制）

■ 避難所管理運営委員会の組織体系例



4 平常時における体制

大規模災害発生時に避難所開設・運営を円滑に行うためには、平常時からの備えが必要です。

4-1 避難所管理運営委員会の人選及び事前協議事項

避難所運営を円滑に進めるためには、平常時からの準備が重要です。特に、災害発生時の混乱を最小限に抑えるためには、事前に自主防災組織が避難所管理運営委員会の人選を行い、各役割を明確化する必要があります。そのため、地区防災計画で避難所初動要員を定めています。

■避難所管理運営委員会の組織 ※前頁の〈避難所管理運営委員会の組織体系例〉を参照。

①避難所管理運営委員会本部

正副委員長、各班長、庶務班員で構成される、避難所の最高意思決定機関です。男性・女性どちらも参加します。

②委員長、副委員長

委員長は避難管理運営委員会の長、最高責任者です。副委員長は委員長の補佐及び不在時の責任者であり、複数人を選出します。男性・女性どちらも構成員となるようにします。

③班長、副班長

各班の責任者です。組織を動かす中枢的な役割を担います。

④班員

避難所運営の実務を担います。自主防災組織のみでなく、避難者全員で助け合い、協力しながら避難所運営を行います。

⑤学校職員等

学校長・副校長、教職員など日頃施設を管理し熟知している方です。施設利用などの調整を行います。

■主な協議・確認事項

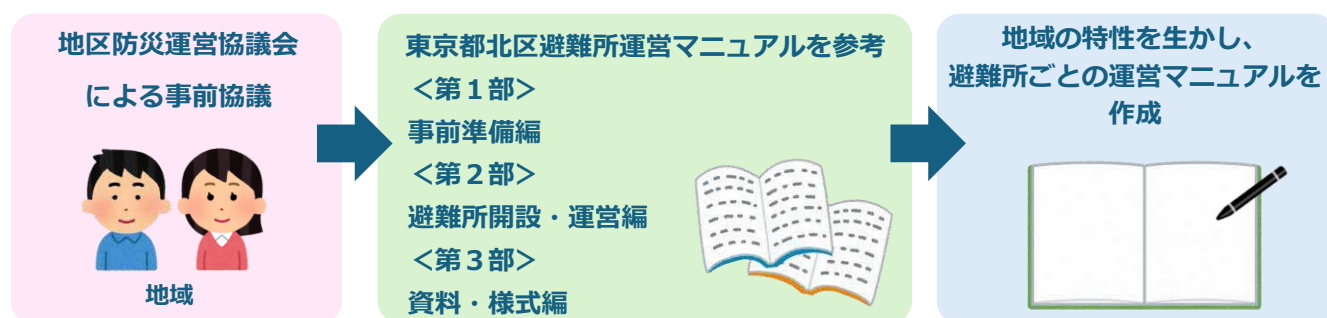
関係機関や地域住民との事前協議を重ね、避難所運営に必要な資料やマニュアルを整備しておくことで、迅速かつ適切な対応が可能になります。事前協議において次の事項を協議・確認しましょう。

- 避難所管理運営委員会の役割分担等の調整
- 学校防災計画を考慮した施設内の利用方法の調整（学校職員等との協議）
- 避難所開設・運営手順の確認・調整
- 避難所におけるルールの策定
- 区役所や防災関係機関の連絡先及び情報受伝達内容・方法の確認
- 物資供給体制・方法の確認

- 避難所開設・運営についての訓練、地域の防災訓練等の実施
- 地域の特性を生かした「避難所ごとの運営マニュアル」の作成方針

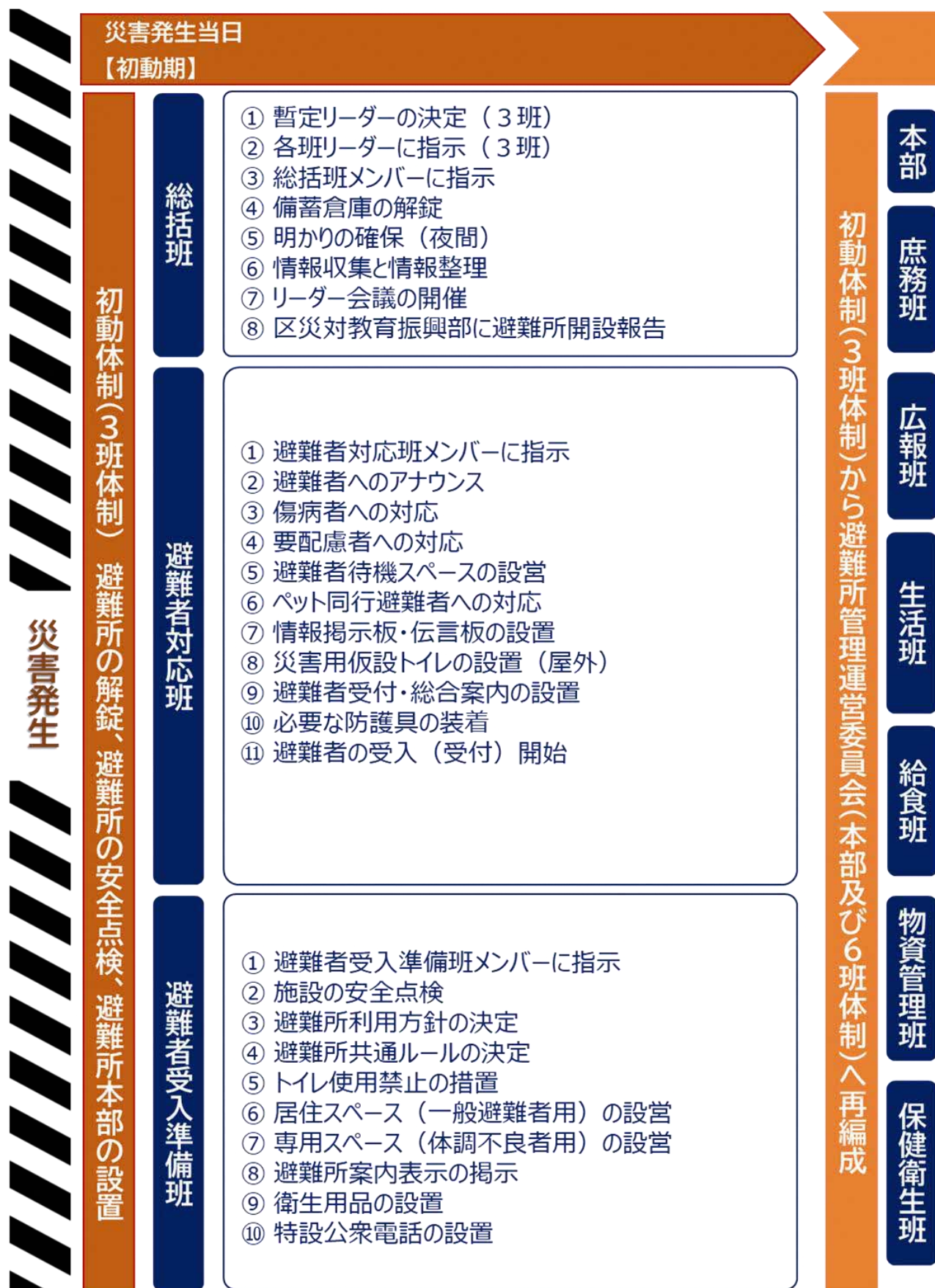
4-2 避難所ごとの運営マニュアルの作成

各地区防災運営協議会で事前に協議した内容を取りまとめ、東京都北区避難所運営マニュアルの「第2部 避難所開設・運営編」及び「第3部 資料・様式編」を参考に、地域の特性を生かした「避難所ごとの運営マニュアル」を作成し、円滑な避難所運営に備えましょう。なお、避難所の居住スペース等の割り振りや避難所のルールなどの掲示物は、事前に作成・準備しましょう。



第4章 避難所の開設・運営・閉鎖

1 避難所開設・運営・閉鎖までの流れ





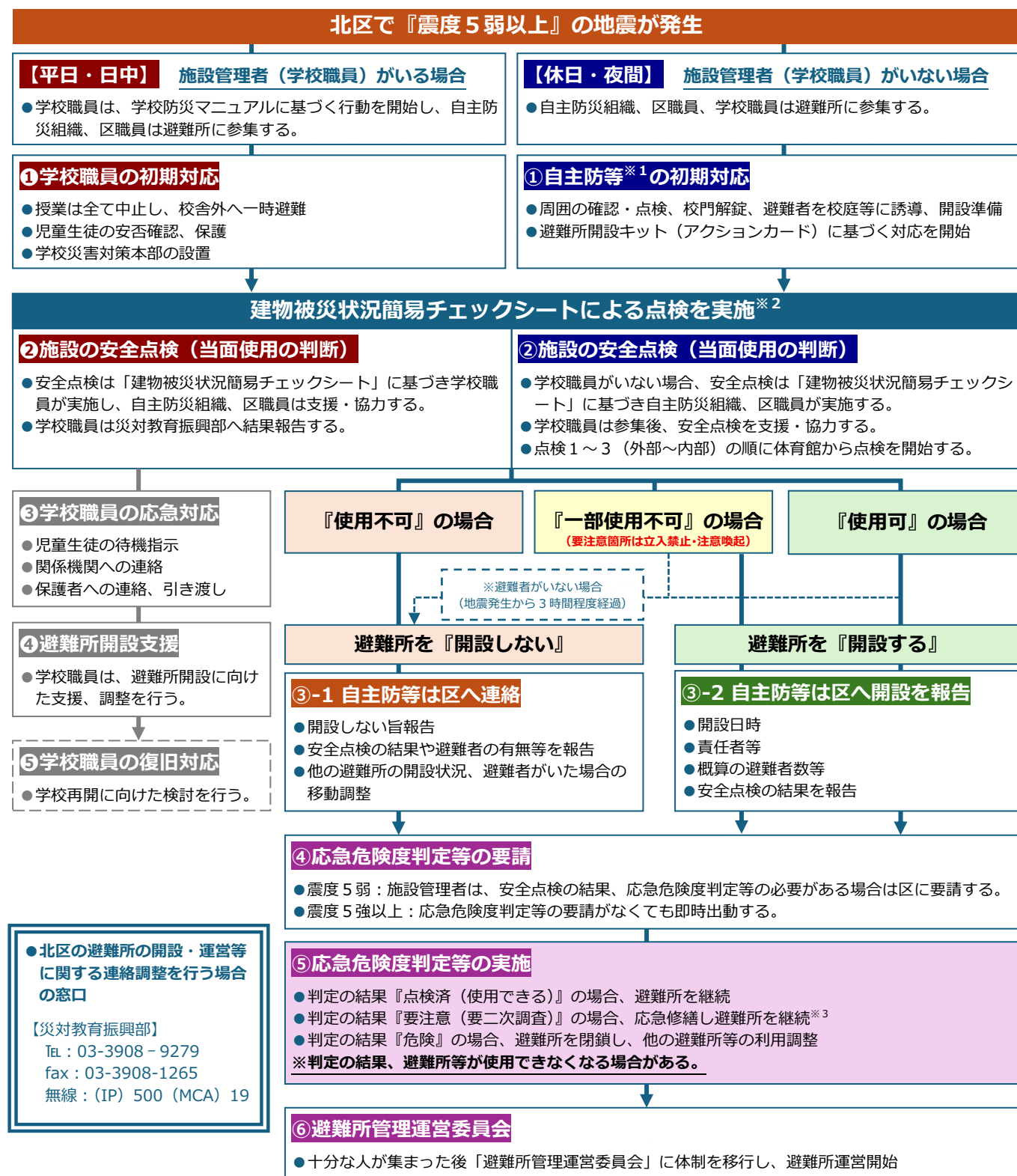
※業務開始時期や、終了時期は目安です。被害状況など、実情に応じて対応します。

①外部機関との対応	
②マスコミ対応	
	③学校等の再開への調整会議の実施
④避難所全体に関わる重要な案件の最終決定	
①避難所管理運営委員会の事務局	
②通信機器管理	
③ボランティア管理・業務割振り	
④各班の業務調整	
⑤避難者総合相談の受け付け	
⑥外国人への対応	
	⑦郵便物・宅配便の取り次ぎ
【優先業務】①避難者概数の確認	
【優先業務】②避難者受付	
【優先業務】③情報掲示板の設置	
④避難者名簿の作成・管理	
⑤避難者安否情報の提供	
	⑥退所者の受付
⑦在宅避難者等の整理	
【優先業務】①施設内立ち入り禁止箇所の設定及び確認	
【優先業務】②電気・ガス・水道・トイレの使用可否の確認	
③施設内の部屋割りの設定	
④災害用トイレの設置	
⑤避難所特設公衆電話の設置	
⑥生活ルールの作成・周知	
⑦防犯・見回り・夜間の当直	
	⑧避難者生活再建のための支援
	⑨設備の復旧確認
【優先業務】①簡易食料の配給	
②備蓄食料の確認	
③炊き出しなどの給食活動	
④浄水器の活用	
⑤乳幼児などに配慮した栄養管理	
⑥個別対応が必要な人の確認	
	⑦食料の受け入れ・管理
【優先業務】①備蓄室等の確認	
【優先業務】②各班へ備蓄品、資機材の供給	
③備蓄品の在庫管理	
④物資の配給	
⑤個別対応が必要な人の確認	
	⑥支援物資の要請・受入
	⑦運搬車両の管理
	⑧避難生活の長期化に伴う必要物資の確保
【優先業務】①医務室・救護所の設定	
【優先業務】②負傷者管理、応急手当	
③要配慮者への支援	
④ペットへの対応	
⑤各種衛生	
⑥健康管理の実施	
	⑦福祉避難所利用の検討
	⑧こころのケア対策
	⑨定期巡回

避難所閉鎖

1-1 避難所の解錠・安全点検

大規模災害が発生した場合の、施設の安全点検から避難所開設までの行動の流れ図にしました。



※1 学校職員等、自主防災組織、区職員を合わせて「自主防等」と表記しています。

※2 大規模震災時には、区有建築物の被害状況を把握し、二次災害防止を図るため、応急危険度判定等の調査を実施します。特に、応急活動の拠点となる避難所については、関係団体と協定を締結し、迅速に対応することとしています。応急危険度判定等の前に避難所を開設する必要がある場合は、学校職員等や学校等指定参集職員でも確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を活用して安全点検を実施し、避難所開設の可否を決定します。判断に迷う場合は、区に相談してください。

※3 判定の結果「要注意」となった場合は、「要注意」部分への立ち入りは控えるようにしてください。

1-2 避難所運営における状況の変化

(1) 初動期（災害発生当日）

多くの避難者が避難所に避難してきます。電気、ガス、水道、通信手段などのライフラインが寸断し、生活が混乱する可能性が高い時期です。情報もスムーズに行き渡らず、また、管理運営も安定していないため避難所が混乱します。

落ち着いて冷静に状況を判断し、まずは人命を守ることを最優先に、できることから対応しましょう。

(2) 避難所の初動運営期（24 時間～48 時間程度）

避難所の運営が本格的に始まります。水や食料といった備蓄物資関係、トイレ、風呂、ごみ処理などの衛生関係など避難者から多くの要望や問題が寄せられることが予想されます。避難所管理運営委員会で会議を行い、そこで決定された避難所ルールを掲示するなど、情報が全員に行き渡るよう配慮しましょう。

また、在宅避難をしている人についても状況を把握し、物資や情報提供の対応を取ります。

(3) 避難所の継続運営期（48 時間～72 時間程度）

混乱がある程度落ち着きますが、要配慮者を含め、健康管理を継続する必要があります。

また、避難所の環境は想像以上に厳しく、ストレスやプライバシーの問題が発生します。そのため、自宅に損壊の危険等がなければ帰宅を促しましょう。合わせて、在宅避難をしている人が支援を受けることができる体制を作ります。

(4) 避難所の集約・閉鎖期（72 時間～7 日程度）

避難者数は発災後 4 日から 1 週間で最大となることを見込まれていますが、次第に状況が安定し、在宅避難への移行や避難所の集約等により、避難所生活が終息に向かう時期です。学校も教育活動の再開に向けた検討を開始します。

避難所から退所後の生活設計や、避難所内で形成されたコミュニティが無くなることで生じる問題に対しても配慮が必要です。

2 避難所における配慮

避難所は不特定多数の人が混乱状態の中で避難し生活するため、お互いに助け合いながら、よりよい生活環境になるよう工夫することが必要です。

避難所の運営が住民による自主運営を前提としていることから、平常時の啓発・訓練等においても以下4つの視点を取り入れることが重要です。

- ①避難所開設・運営等のあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れる。特に、支援の負担割合の問題と深く関係している高齢者・障害者の介護・介助、在宅避難等について取り上げる。
- ②避難所開設・運営等のあらゆる場面において、多様性に配慮する。これまで見落とされがちな、「女性の困難」、「男性の困難」、「乳幼児や乳幼児を育てている家庭」、「性的マイノリティの方」、「外国語を母語とする方や文化・宗教上の配慮が必要な方」等に重点的に配慮する。
- ③性暴力・性被害を防止し、人権を重視した安全・安心な避難所運営を目指す。
- ④ペットや飼い主と避難者が共存可能な避難所運営を目指す。

また、避難所は被災により心身に大きなダメージを受けた方が集団生活を行う場です。被災者の方が日常生活を取り戻していくまでにはいろいろな過程があり、避難所運営のうえでも、災害後の混乱が落ち着き、協力しあえる時期から、行政や避難所運営への不満や人間関係のトラブルが表面化してくる時期に移っていきます。

そのため、避難所管理運営委員会ではそのような過程や必要な配慮などがあることを知っておき、適時にトラブルを未然に防ぎ、相談やきめ細かなケアで被災者の心に寄り添えるよう専門家の支援を受けるなど、対応していくことが重要です。

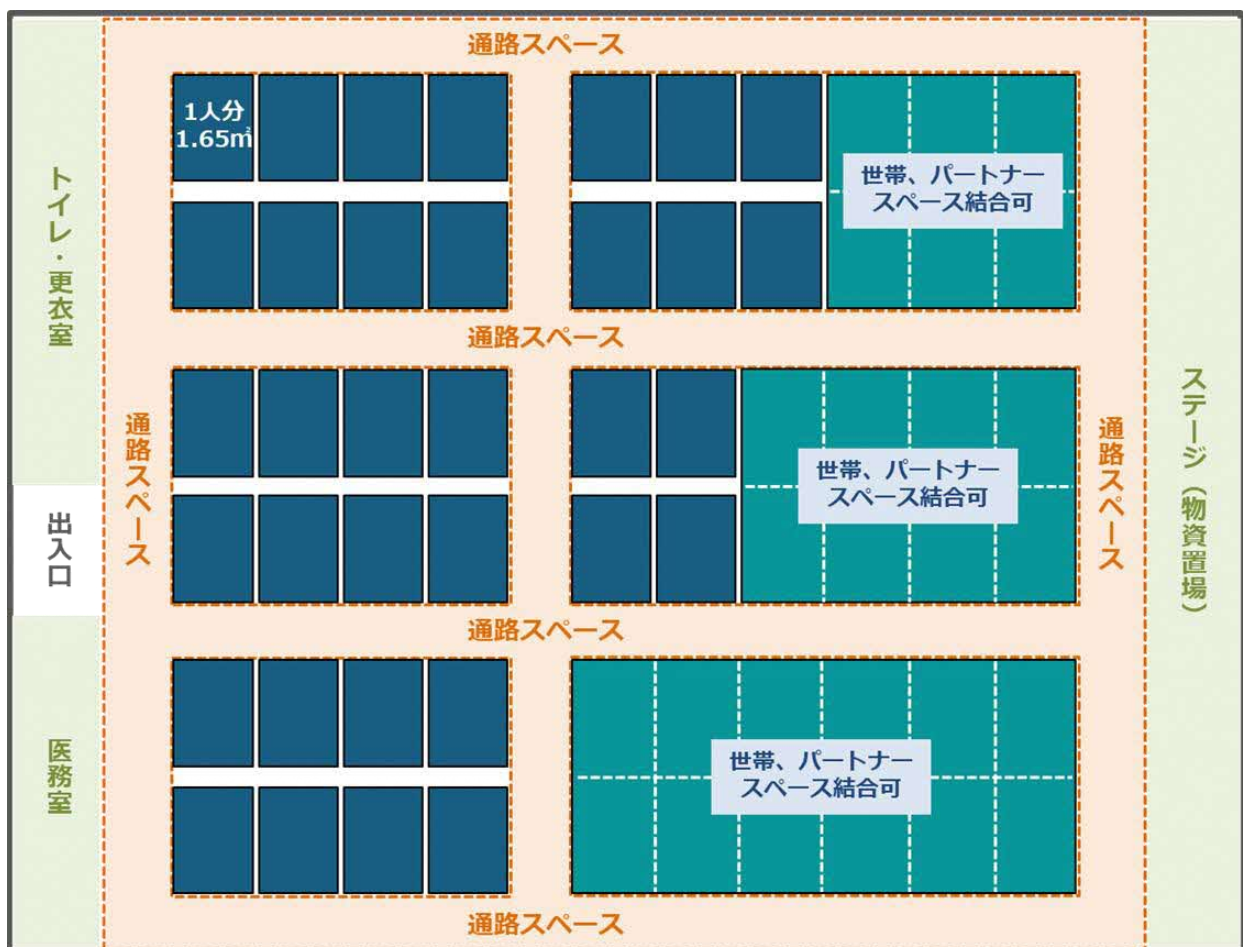
次ページより、避難所にて配慮すべき視点を例示します。各避難所における運営方針や支援物資・備蓄の活用方針について検討する際の参考としてください。

2-1 居住スペースの配慮

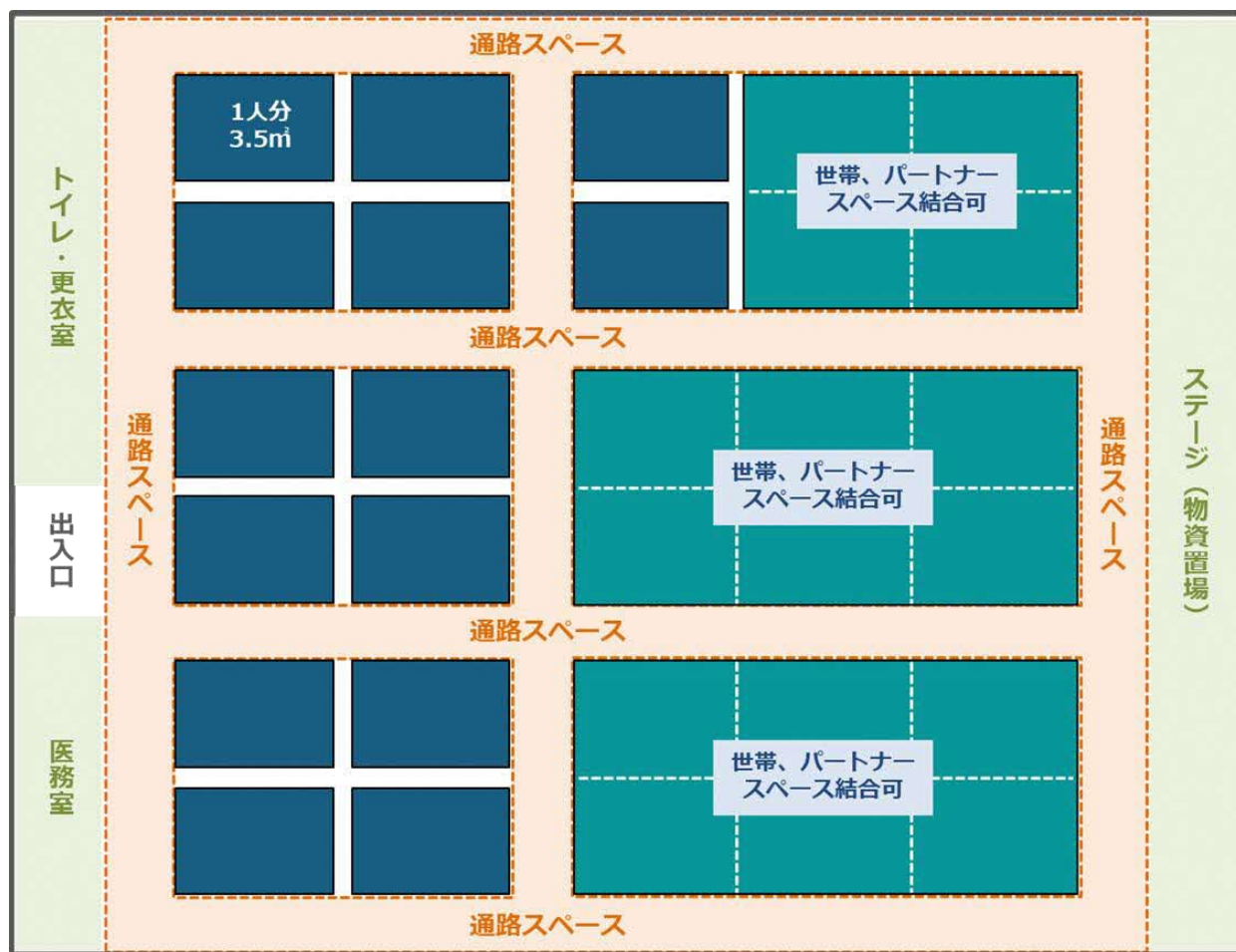
■レイアウト検討時のポイント

- 出入り口付近及び居室内に通路スペース(1～2 m)を必ず確保する。
- 特定の方が独占することがないよう、コンセント周りはスペースを確保する。
- 体育館等の施設では、既設の空間（更衣室、用具倉庫、ステージ等）を有効活用する。
- 教室等では、机・椅子を端に寄せた状態でのレイアウトを作成する。
- 避難所の一人当たりの居住スペースについて、身体的距離に配慮し、避難者数がピークを迎える時期（発災後4日～）から避難者数が減少する時期（1週間程度～）にかけて、徐々に広く確保できるように調整する（例：一人当たり1.65㎡程度から3.5㎡程度へ）。
- 避難者同士の接触を避けるため、可能な限り避難者間のスペースを確保する。
- 家族世帯、パートナー等の希望がある場合は、1人分のスペースを結合できるよう調整する。

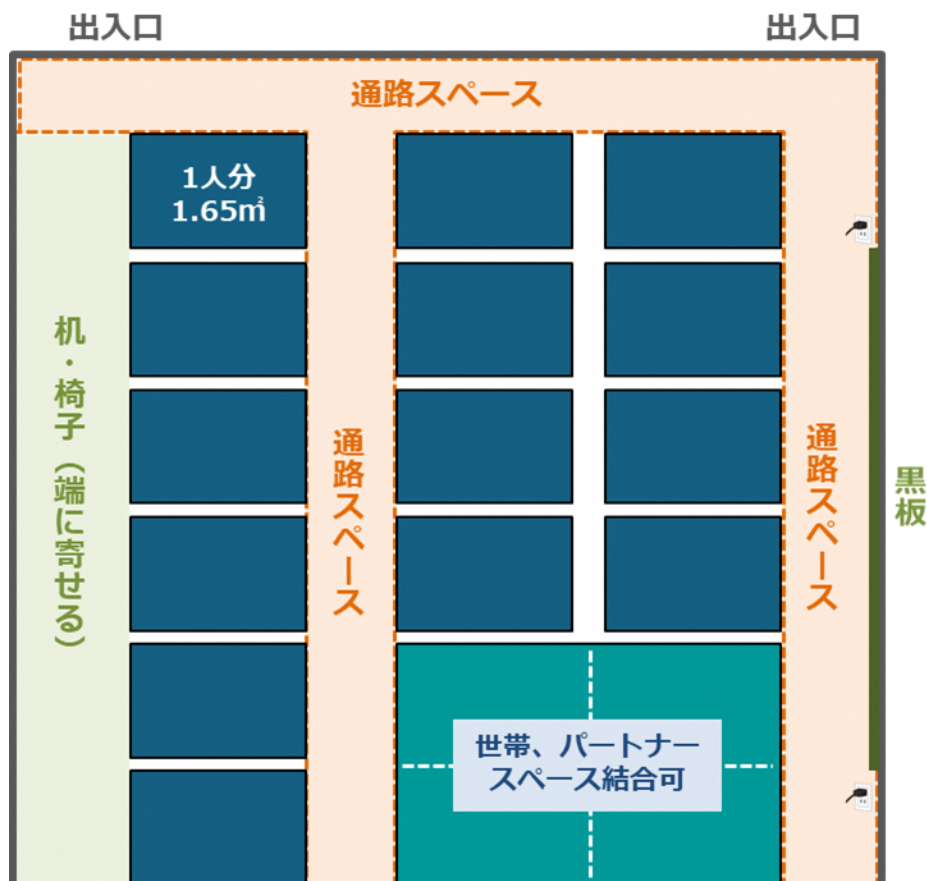
①体育館のレイアウト例（居室1人1.65㎡の場合）



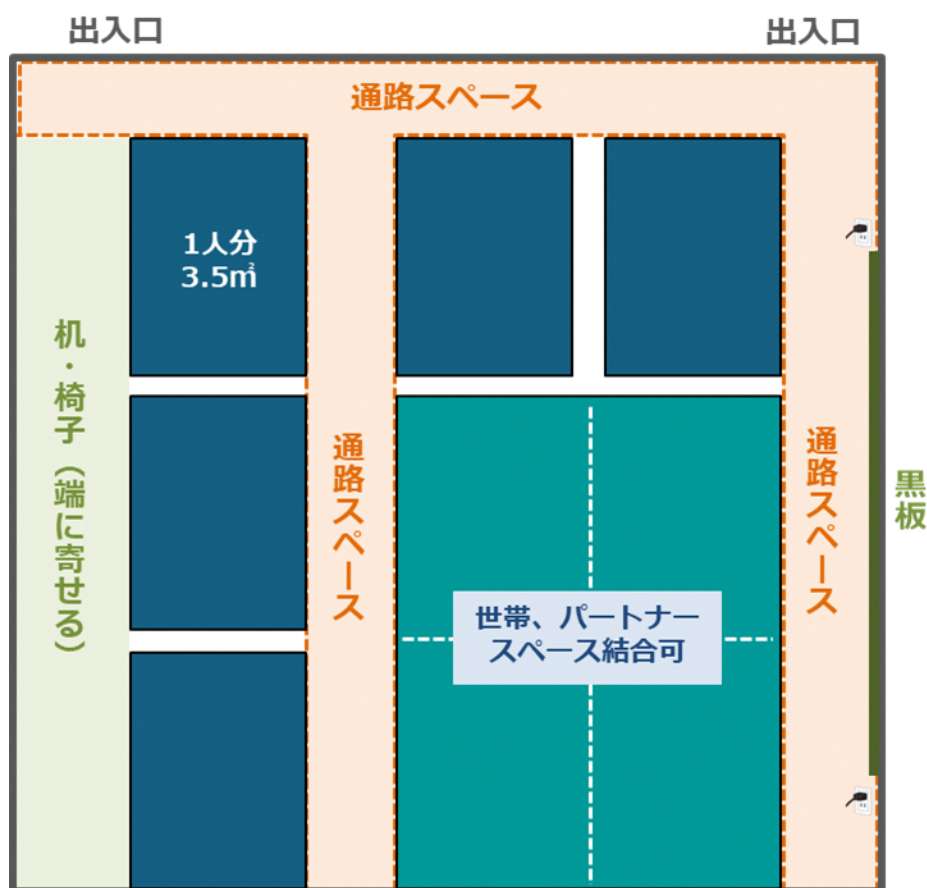
②体育館のレイアウト例（居室1人 3.5㎡の場合）



③教室のレイアウト例（居室1人 1.65㎡の場合）



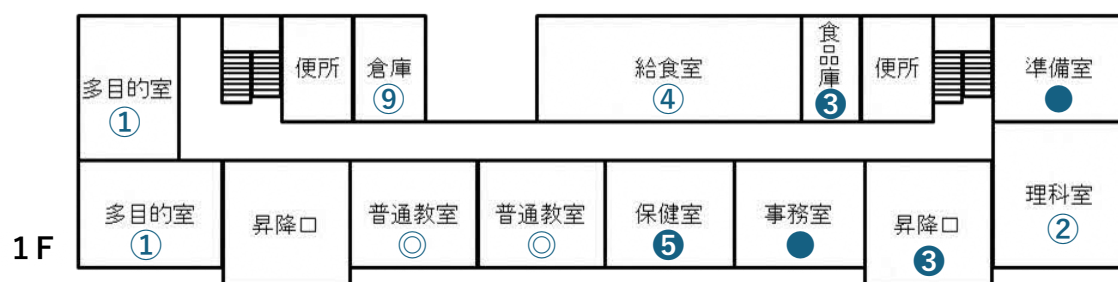
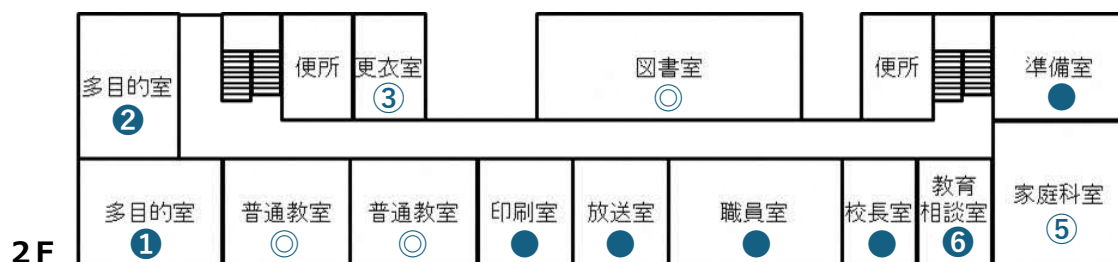
④教室のレイアウト例（居室1人3.5㎡の場合）

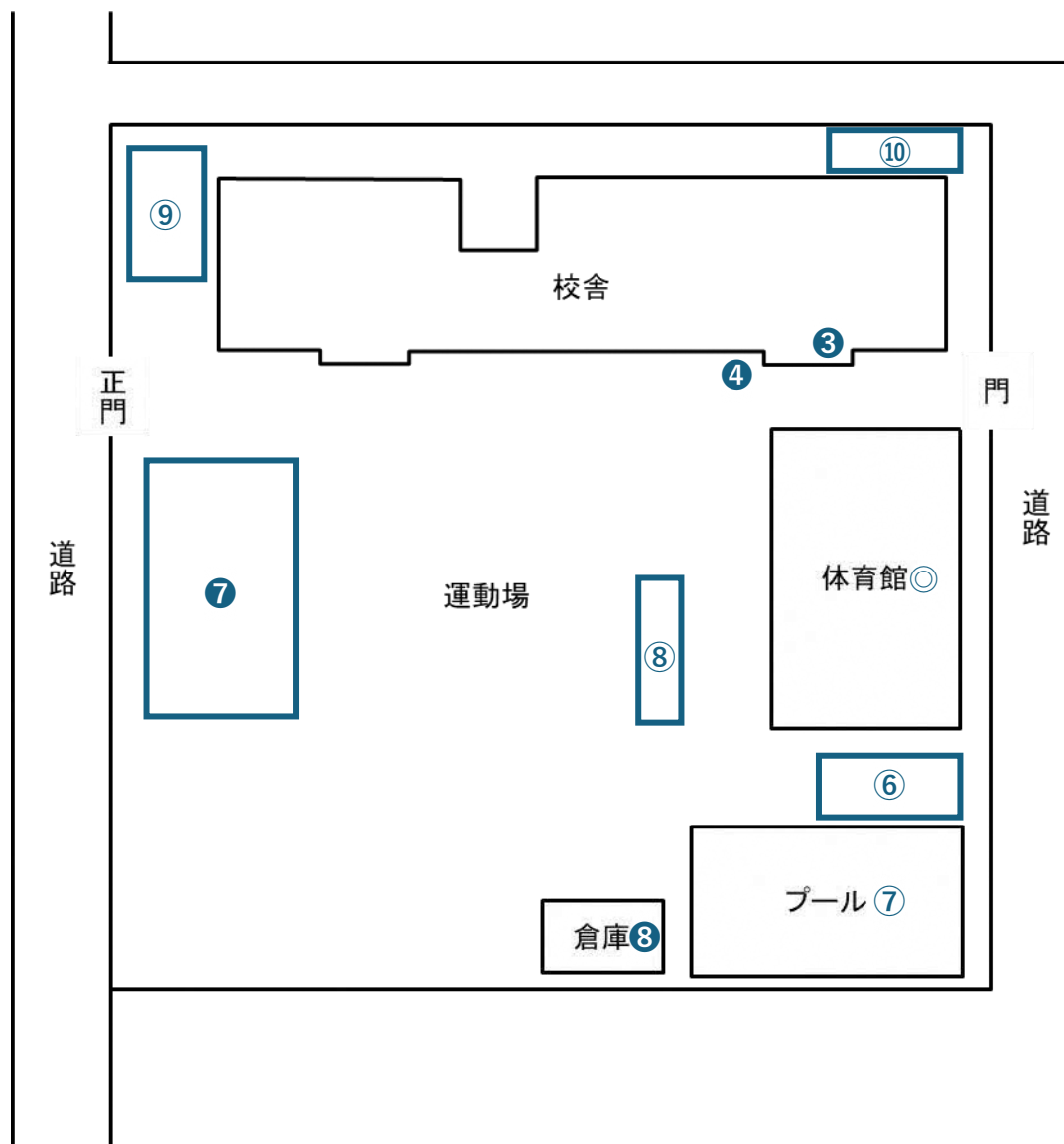


- 居住スペースの考え方等を示したイメージ図であり、実際の広さや縮尺を考慮したものではありません。
- 「レイアウト検討時のポイント」を参考に、実際の状況に応じて配置するようにします。

⑤施設利用のレイアウトの例

避難者の居住スペース	避難所の運営スペース
◎避難者用居室 ①福祉避難室 ②感染症等による隔離スペース ③更衣室（女性更衣室は授乳室と兼用） ④給水場 ⑤調理室 ⑥洗濯場 ⑦物干し場 ⑧仮設トイレ設置場所 ⑨ごみ集積場所 ⑩ペット避難場所	●立ち入り禁止スペース ①避難所運営本部 ②避難所運営委員、区職員、ボランティア等控室 ③物資集積・配布場所 ④情報掲示板 ⑤応急救護室 ⑥相談室 ⑦緊急用駐車場 ⑧臨時遺体安置所





- 避難所としての活用事例であり、全ての教室等が使える訳ではありませんのでご注意ください。
 - 学校施設を避難所として利用する場合、児童・生徒の安全確保や、安全点検による施設の状態など、発災直後の様々な条件を十分に考慮する必要があります。
- そのため、施設利用計画等を参考としつつ、学校職員等と十分に協議を行い、避難所施設利用計画を作成します。

2-2 要配慮者等への配慮

- 避難者名簿カード等で、配慮が必要な方の確認を行う。
- 避難所内の教室や畳のある部屋、保健室等に福祉避難室を設ける。
- 福祉避難所が開設された場合は、入所など連携して対応する。
- 介助者も入れるトイレを確保する。
- 正座をしないなど、座った体勢で過ごせるよう工夫する。
- 配慮が必要な方に積極的に声をかけるなど、見守りを行う。
- 障害のある方への情報伝達を工夫する。
- やさしい日本語や多言語での表記のほか、手話通訳やタブレットの翻訳機能等を活用する。

■要配慮者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目

区分	特徴・配慮
肢体不自由、 寝たきり	●移動が困難なため、車いす等の移動用具での援助が必要である。 ●自身での移動や安全確保は困難であるため、スペースの確保は 1F や段差がない場所、トイレが近い場所とするなど配慮が必要である。
視覚障害	●目から得る情報が限られており、被害状況の把握や自力移動に難がある。 ●情報を音声で伝えたり、誘導に手を添える必要がある。盲導犬、介助犬、聴導犬などの補助犬には触れてはいけない。
聴覚・言語 障害	●音声から得る情報が限られており、自身の状況を人に知らせることに難がある。 ●情報を手話や文字で伝えたり、掲示板を利用することが有効である。外見から障害のあることが分かりづらい。
内部障害、 難病	●常備薬、医療器材が必要な人や、人工透析等の医療的援助が必要な方である。 ●医療機器等の電源、薬、ケア用品、トイレ等の確保が必要である。外見から障害のあることがわかりづらい。
精神障害	●発災時に、精神的な動揺が激しくなったり、訴えが過度に強くなったり弱くなったりする可能性がある。 ●光や音に敏感な方もいるため、気持ちを落ち着かせて、伝えたいことを具体的にはっきりと伝える。外見から障害のあることが分かりづらく、障害を知られたくない場合の配慮も必要となる。
発達障害	●変化に対する不安や抵抗を示しやすい。体に触られることを嫌う、特定の音を怖がる場合がある。衝動性や多動性の激しい方がいる。落ち着ける場所を確保することが必要である。 ●読み書きや、会話の情報理解が苦手な方がいる。抽象的な言葉は使わず、場合に応じて、短い言葉、文字、絵、身振りを使って話すことが必要である。

区分	特徴・配慮
知的障害	● 複雑な話の理解や自分の気持ちを表現することが苦手な場合がある。 ● 安心させながら状況説明や誘導をする、落ち着ける場所を確保する、家族等と協力し個別に対応することが必要である。
乳幼児、子ども、妊産婦、けが、病気の疾病	● 単身での避難や災害状況把握が困難である。 ● 適切な介助者が不可欠である。介助者を含め避難が制約されやすく、避難所の設備・環境にも配慮が必要。体調不良になった場合を考慮して、緊急医療救護所等への搬送手段を検討する。
単身高齢者	● 避難や移動に難があり、適切な災害状況把握が困難である。 ● 介助者を必要とする場合があり、避難所の設備・環境にも配慮が必要である。
外国人など	● 言語を理解できないことにより、適切な災害状況把握が困難である。 ● 緊急時の連絡、情報伝達方法を明確にすることが必要である。 ● 宗教上の理由等で食事などに配慮が必要な場合がある。
食物アレルギー	● 食事の材料や調味料などの成分表示を行う。 ● アレルギー対応の食品や、原因食物を除くなど食事の提供にも配慮が必要である。

<要配慮者とは>

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定しています。

2-3 女性への配慮

(1) 運営環境面について

- 多様な意見が反映できる体制を作るため、避難所管理運営委員会の本部には、女性や若い世代が参画し、メンバーの4割以上は女性とするなど、女性や子育て家庭の意見を発言しやすい環境をつくる。また、男性・女性の両方をバランスよく配置する。
- 炊事、掃除等は、特定の属性（性別や年齢）に負担が偏らないようにし、責任者には男性・女性両方を配置する。
- 女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ多く設置する。人道支援の最低基準を定めたスフィア基準によると、男女の体の仕組みやトイレに要する時間の違いを考慮し、トイレの比率は女性用3：男性用1とされている。
- 段ボールや間仕切りパーテーションを活用して、プライベート空間を確保する。施設の状況によるが、可能な場合は個室も活用する。
- 避難所管理運営委員会の庶務班に女性を配置し、女性からの相談も受け付けやすいようにする。相談員は男性・女性の両方を配置し、メンタルケアや健康の専門家と調整しながら対応する。相談場所は、プライバシーの確保ができるような個室等を活用する。
- 備蓄品の手配や配布等は、男女のニーズのほか、妊産婦など多様なニーズに配慮することとし、男性には男性が、女性には女性が必要物品の聞き取り調査を行う。
- 女性専用の物資提供スペースを準備して、女性スタッフによって、周囲の視線を遮った上で配給する。
- 避難所に避難していない被災者や、自宅など避難所以外に避難している被災者にも、女性用品の物資を提供する。

(2) 衛生面・保安面について

- 女性が安心して着替えや授乳を行えるよう、乳幼児連れ世帯・単身女性・女性のみ世帯などが優先的に使用できる授乳室、女性用更衣室等のスペースを作る。なお、授乳室は、女性用更衣室と兼ねる場合もある。
- 異性の目線を気にせず、下着などを安心して干せる場所をつくる。
- 仮設トイレは男女別にし、距離を離すなど、子どもや女性が昼夜を問わず安心して使える場所に設置する。
- トイレ・更衣室・入浴設備等へ防犯ブザーを設置する。
- 女性に対する暴力等を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど安全に配慮する。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底する。

- 相談窓口や女性に対する暴力等の予防方法について、民間団体等と連携をはかり、女性専用スペースや女性トイレに、性暴力やDV防止に関するポスターの掲示やカードを置くなどする。
- 避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害を受ける者が含まれる場合もあるため、個人情報の管理を徹底する。
- 保健師等の専門家と連携したメンタルケア・健康相談を実施する。
- 女性や子どもは、単独行動は危険なので極力避けるよう、注意を促す。
- 避難所内外の巡回警備は、昼夜定期的に行う。また腕章などを着用して、なるべく男女ペアで実施する。
- 女性用トイレや女性用更衣室は、女性が巡回する。

2-4 性的マイノリティ

～それぞれの理解へ～

LGBTQ や性的マイノリティなど、一括りにされるものではなく、望む支援は一人ひとり異なります。自分が当事者であることを他者に知らせるかどうかは“個人の自由”です。誰にも知られたくない人、限られた人にだけ知らせている人などさまざまです。

支援を届けようと思うあまり、個人の選択をないがしろにすることがないように注意しましょう。

(1) プライバシーの確保

- 性別に関係なく使えるスペースを確保する。
- 性的マイノリティの方や、性別にかかわらず介助者も一緒に入ることができるよう、男女共用のバリアフリートイレを設置する。
- 更衣室や入浴施設は、個人利用できる時間帯を設定する。
- 誰でも使用できる洗濯機の設置や時間帯の区分を設ける。
- 段ボールや、間仕切り用パーティションを使い、プライベート空間を創る。

(2) 身体的・心理的負担の軽減

- 性的マイノリティへの理解がある相談員を配置するなど、多様な悩みに関する相談支援を行う。
- 相談を受けた場合は、プライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意する。
- スタッフや避難者に対して性的マイノリティに関する基礎知識を共有する。

(3) 表示や運営ルールの工夫

- 避難者名簿の性別記載を任意とするなど配慮する。
- 名前や性別に関して、本人が希望する呼び名や扱いを尊重する。
- 見た目の性別と異なる支援物資をもらいにくいなど、困難な状況に置かれている人もいるため、周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい時は、個別に受け取れる環境を創る。生理用品、下着、ヒゲソリ等、男女別物資は相談窓口からの配布とする等、個別に届けられるような仕組みを検討する。
- 配布物は、中身が見えないように、段ボール等に入れて配布する。
- ハラスメントや差別行為を禁止する規定を周知する。

<LGBTQ とは>

LGBTQ とは、Lesbian(レズビアン／女性同性愛者)、Gay(ゲイ／男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル／両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー／性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称。また、「Q」とは、性自認や性的指向について「ま

だ決まっていない」「分からない、違和感がある」などに当てはまる方のことであり、クエスチョニングとクィアの双方を掛けた略字。

2-5 妊産婦・乳幼児への配慮

(1) 専用スペースの確保

- 乳幼児が泣いたり騒いだりしても大丈夫な場所や、落ち着いて授乳でき、おむつ替えが気兼ねなくできるスペースを確保する。
- 乳幼児親子が過ごすスペースは、畳の部屋が望ましいが、難しい場合は、ござ、カーペット、断熱マット、毛布を床に敷くなど工夫をする。
- 子どもを寝かせたり、ハイハイさせる場所として、乳幼児用スペースや遊び場を設置する。
- 家族単位で一緒に過ごせるようにするほか、妊産婦や乳幼児のいる世帯など、状況の近い人をまとめ、安心感を確保する。
- 子ども専用エリアは、危険物が無いよう配慮し、周囲の安全対策を徹底する。
- 使用済みのオムツを捨てる専用のごみ箱を準備する。

(2) 食事や衛生面の配慮

- 乳幼児用の食品・飲料を準備する。
- 炊き出し等において栄養バランスに配慮する。
- 妊産婦や乳幼児等の健康に配慮し、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症予防対策としてうがいや手洗いを徹底する。
- おむつ等汚物の廃棄場所を決めたり、廃棄されたものは手袋・マスクなどを装備して処理する。また、嘔吐や下痢がある乳幼児のおむつ替えは、別室で対応するなど、衛生的な環境を確保するための対策を行う。
- 母乳育児中の母子に配慮し、授乳できる環境を整える。母乳が不足する場合は、哺乳瓶やお湯を使う衛生環境を整えてミルクを使用する。
- 物資が流通していない場合は、避難所に避難していない被災者や避難所以外に避難している被災者にも、乳幼児用品の物資を提供する。
- 妊産婦や乳幼児のニーズは、同性が聞き取って把握し、物資の調達や供給を行う。
【妊産婦のニーズ把握】妊娠週数・心身状態（既往症・つわり・腹部のはり・医療ニーズなど）や、生活上の配慮要否（安静・トイレ・食事・床の冷えへの配慮など）
【乳幼児のニーズ把握】乳幼児の月齢・性別・身体状態（アトピー、喘息などの既往症など）や、母親の状態、生活上の配慮点（哺乳・離乳の別、おむつ、アレルギー等）、離乳食の進み具合

(3) 保安面の配慮

- 子育て中のストレスなどが増加する可能性があるため、保護者への声かけや相談対応を行う。また、医療・保健・福祉等の専門家と連携して、個別対応することが望ましい。
- 妊娠初期は見た目ではわからないため、遠慮なく申し出てもらえるように配慮する。
- 避難者の中に、児童虐待の被害を受ける者が含まれる場合もあるため、特に個人情報の管理を徹底する。

2-6 子どもへの配慮

(1) 安全・安心な場の提供

- 子どもたちが安全に、安心して活動できる場をいち早く提供することが大切である。そのため、避難所の一角や二次災害の危険がない場所に居場所を設置し、物理的な安全を確保する。なお、子どもが落ち着いて過ごせる室温、音、視界などに配慮する。
- 子どもに対する暴力等を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど安全に配慮する。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底する。

(2) 遊びの場の提供

- 子どもにとって遊びは心身の発達を促す大切な活動である。避難所や仮設住宅などは遊びが制限されることが多いため、居場所では、年齢や発達段階に応じた多様な遊びや活動を提供することが望ましい。なお、思い切り身体を動かす遊びができるように、できるだけ外遊びの機会も確保する。

(3) 学習の場の提供

- 小学校高学年から中高生など、学習が普段の生活の一部に組み込まれている世代の子どもたちには、学習できる場所も必要であるため、静かに集中できる場所を用意する。
- 災害で教材を失うことがあるほか、被災地域では学習の進度に合わせた教材を購入できない場合もあるので、居場所の対象者の年齢に合わせた本や教材を準備する。

(4) 食事やおやつの提供

- 避難所や在宅避難では弁当が中心となり、温かい食べものが提供されていないことがあるため、炊き出しを行っている団体など、食を支援する団体と連携して食事（特に温かい汁物など）を提供するなどの工夫をする。なお、食事やおやつを提供する際には、食物アレルギーに注意する。

(5) 相談支援

- 子どもや保護者から気になる相談を受けたり、心配な子どもや保護者を見かけたりした場合は、なるべく早期に適切な相談機関や支援につなぐことを意識する。また、子どもが、誰かに話したい、聞いてもらいたいと思うことや自分の気持ちを気楽に表せるような仕組み（自由に意見を記入できるコーナーや手紙ボックスなど）を工夫する。
- 個人情報の取扱いなどについては、事前にルールを決めておき、必要に応じて子どもや保護者の了解を得る。

(6) 子どもの主体性を活かした活動

- 子どもの主体性を活かした活動は、自己効力感を促進し、こころの前向きな改善に寄与する。また、年齢に応じて、子どもたちに、責任をもって継続的に取り組める役割を担ってもらうことも有効である。そのため、居場所のルールや活動計画を考える際には、子どもとおとなと一緒に話し合いながら決めるなど、子どもが主体性を発揮できる機会や活動を提供する。

(7) 安心感の回復

- (1)～(6)の活動を行う中で、いずれの年齢層でも共通して留意すべきなのは、発災前の子どもの「日常」をできるだけ早期に取り戻せるように、子どもにとって馴染み深い活動を取り入れることである。日常生活の復旧に時間を要する場合などには、いつも同じ場所に、顔なじみのスタッフがいて、穏やかに声をかけることの繰り返し、子どもの安心感の回復につながる。

～コラム：避難所に関わる中学生の意見～

区では、地域防災の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、発災時の行動等に関する講義、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習として、中学生防災学校事業を行っています。

避難所運営マニュアルの改定にあたり、アンケートにより避難所に関わる様々な意見を伺いましたので、その一部をご紹介します。

＜あなたが避難所で生活することになった場合、どんな物やどんな事が必要になるとおもいますか？＞

- トイレが混んでしまうため、簡易トイレなどを備えておく。現金をできれば小銭である程度持っておく。人によっては保健用品（薬や生理用品など）を持ってくる。
- 食料や衣服など人の生活に必要な物や、自分ひとりだけが避難してきたわけではないため、自分の事も考えつつ、周りの人達の手伝いなどをする事が必要だと思った。また、食料なども生きるために大切なもので、独り占めせず周りの人にも分けたいと思った。
- 一家族ごとに分ける仕切りのようなもの。非常食以外のお菓子。
- 沢山の人が避難所に避難をしてくると思うので、手が足りなくなってしまうため、自分から積極的に行動することが必要になると思った。また、生きるために食料や衣類などのものも必要だと思った。
- 食べ物や飲み物は基本として、ストレスを和らげるためにカードゲームなどを用意するのも便利だと思った。また、人と人の距離を保ちたい人もいると思うので、段ボールなどで仕切りを作るのもいいと思った。

＜さまざまな人が避難所で生活するうえで、どんな配慮が必要だと思いますか？（例：女性の視点、子どもの視点、障害者、外国人、ペットなど）＞

- 災害が起きる前から、障害のある方・ペットをもつ方などに配慮した避難所設営を努める。
- 体調が悪かったり、何が起きているのかわからない人がいたら、寄り添ってあげたり、教えてあげたりする。
- 着替えるときのために更衣室みたいなのも必要だと思う。でも、体の性と心の性が違う人もいるから、トイレみたいに多目的な更衣室も必要だと思う。そこなら、障害がある人も使える。また、外国人からしたら、ただでさえ災害でパニックなのに言葉が通じなくて何も出来ないのは一番辛いと思う。だから、外国語で施設の説明がされていたり、翻訳機みたいなのは必要だと思う。
- 女性にはナプキンや、周りに経血がつかないようにするためのシートやブランケット。外国の方には翻訳機、その人の国の言語で書かれた説明用の冊子など。子どもには簡単な遊び道具（お絵かき用の紙とペン・ボールなど、学校で用意できるもの）。障害を持つ方にはお手洗いにいく際には誰かがついていくなど。ペットはなるべくケージに入れっぱなしにならないように（時々外に出すなど）。
- 例えば、障害者の人が不便な生活になってしまうなどから障害者用の部屋だったり、外国人用の部屋など、区切ったりする配慮が必要だと思った。
- 避難生活をするにあたって、外国の人もいると思うので、説明文にはイラストや中国語や英語の文も用意をしておいたほうがいいと思った。
- 全員が快適に過ごせるように、困っている人を助けたり声をかけたりして、安心させて冷静に生活できるようにしたい。
- 自分だけじゃないということをわかった上で、特に障害者や高齢者、あまり地震を体験したことがないような外国人に動ける若い子たちが支えること。
- 人によって感じ方は違うから、よく考え、行動する。
- お互いが助け合い、相手の気持ちになって行動する。
- みんなが少しでも不安や疲労などが楽になるように、積極的に話しかけたり、悩みなどを聞いてあげる。

2-7 外国人への配慮

(1) 相談体制について

- 様々なストレスを抱える被災者の中には外国人も含まれるという認識を持ち、コミュニケーションに係る配慮を行う必要がある。そのため、必要に応じて、通訳ボランティア等の協力も得ながら、可能な限り通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮することが望ましい。なお、通訳ボランティアの要請は、北区ボランティアセンターに行く。

(2) 情報提供について

- 日本語を理解できない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、状況把握において必要な情報を得ることが困難なため、不安に陥ることなどが考えられる。そのため、通訳ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等のわかりやすい言葉による情報提供、タブレット（翻訳）※の活用、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮することが望ましい。

※令和7年度から、避難所での多言語対応を目的として、13か国語及び手話通訳でのビデオ通話通訳に対応した通訳タブレットを全避難所へ配備しています。

(3) 文化・宗教上の理由による食事や物資について

- 文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料や必要な物資がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

2-8 ペットと避難者が共存するための配慮

<基本方針>

飼い主にとってペットは大切な「家族」です。災害発生時、飼い主がペットを理由に避難をためらうことがないように、区では、十分に区民のご理解をいただき、協力を得ながら、区の指定避難所（区立小・中学校等）においてペットの同行避難を受け入れていくこととしています。

<同行避難と同伴避難>

- 「同行避難」は、被災者がペットと共に危険な場所から安全な場所へ避難することを指す。
- 「同伴避難」とは、災害の発生時に、同行避難したペットを指定避難所などで飼育する状態を指す。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼育することを意味するものではなく、ペットの飼育環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

（令和6年11月、内閣府「避難所の現状・課題について」、令和7年5月「東京都避難所運営指針」を基に作成）

（１）受け入れ可能なペットについて

- 受け入れるペットは、犬、猫、小鳥など（「哺乳類・鳥類・爬虫類」）の小動物とし、人に危害を与えるおそれのある大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることはできない。
- 基本的なしつけ（無駄吠えしない、飼い主の指示に従うなど）ができているペットを受入対象とする。
- 犬については、狂犬病注射済票を持っていることを原則とする。

（２）ペット飼育スペースについて

- 校庭等での放し飼いは禁止する。避難所管理運営委員会が指定するペット飼育スペースにおいて、飼い主の責任において飼育する。
- ペット同行避難者及びペットの数、季節・気候等を考慮して、飼育スペースや飼育方法を検討する。
- 散歩や運動は指定されている場所で行い、逃走防止のため、必ずリードを装着する。
- 飼育に必要な資材（リード、キャリーバッグ、ケージ等）は飼い主が用意することを原則とする。
- 風により避難所内や避難所周辺に被毛が飛散しないよう、指定された場所において、人がいないことを確認し、ブラッシングを行う。また、ブラッシングの後始末は、飼い主の責任において必ず実施する。
- 定期的にケージやその他の用品の清掃を行い、ペットの体や飼育場所の清潔を保つ。
- 環境の変化や避難者数の減少等、状況の変化に合わせて避難所管理運営委員会の中でペット飼育スペースを検討する。

＜ペット飼育スペース選定のポイント＞

- 原則は雨風がしのげる場所を選定する。
- ペット飼育スペースの選定に当たっては、ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮する。
- 居住スペースに鳴き声、におい、毛の飛散等の影響がないような場所を選定する。
- ストレス増大の原因となるため、可能な限り、動物の種類で区分して飼育する。
- 避難所管理運営委員会において室内での飼育が可能と決定された場合は、指定の場所で飼育する。

＜ペット飼育スペースの例＞

- 学校の昇降口、屋根のある渡り廊下、裏口の風除室、階段の踊り場、飼育用のテント、自転車置き場

（３）受入ルールについて

- 飼い主自身が責任をもって、ペットを管理する。
- 当面の食料は、飼い主がそれぞれ持参することを原則とする。
- 原則として、体育館や校舎などの避難者居住スペースにペットを連れていくことは禁止する（動物アレルギー予防等のため）。
- 補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により同行を認められており、居住スペースに入れるよう調整する。この場合、他の飼い主や、居住スペース内の避難者へ十分な周知を行う。
- ペットには首輪を付け、飼い主とペットの名前と連絡先を書いた名札を必ず着ける。
- ペットへの対応ルールは、避難所管理運営委員会の広報班に要請して情報掲示板に記載するなど、他避難者へ周知する。
- 獣医師会などによる支援が始まった場合には、ペットの飼い主にも周知する。
- 持病や負傷するなどして、ペットの世話ができない飼い主がいる場合は、協力して飼育管理する。
- 共同作業は、飼い主全員が協力して行う作業で、それぞれの役割分担を決めて、ローテーションを組むなどして作業に当たる。

＜個別作業＞

- 決まった時間に給餌・給水し、余った餌は必ず後始末をする。
- 特定の場所で排泄させ、飼い主の責任によりきちんと排泄物の後始末をする。
- ケージ内の排泄物の処理やケージ及びその周辺の清掃をする。

＜共同作業＞

- 飼育場所全体やその周辺の掃除をする。
- 廃棄物・汚物を処理する。
- ペット用の救援物資の搬入、仕分け、配分等を行う。

～コラム：東田端自治会内地域の取り組み～

災害時に飼い主とペットと一緒に避難することを前提とした先進的な取り組みが、東田端自治会内地域で進められています。

同自治会と北区、さらに民間教育機関である学校法人中央工学校が三者協定を締結し、避難所運営におけるペット同行避難を想定した訓練と講習会を実施しました。

こうした取り組みから見えた課題を共有し、得られたペット防災施策に関する知見を積極的に発信していくことで、ペットとの避難や、避難所運営の理解を促進していきます。

2-9 トイレ環境への配慮

(1) 衛生面の配慮

- トイレ専用の履物を用意する。(屋内のみ)
- 手洗い用の水・ウェットティッシュを確保する。
- 消毒液や消臭剤、防虫剤を用意する。
- 暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する。
- トイレの掃除用具を用意する。
- 毎日定時に清掃を行い、衛生管理の周知を行う。

(2) 安全性の配慮

- 仮設トイレは、暗がりにならない場所に設置し、トイレの固定、転倒防止を徹底する。
- 夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する。
- 防犯ブザー等を設置する。
- 手すりを設置する。

(3) 女性・子どもへの配慮

- トイレは男性用・女性用に分ける。
- 生理用品の処分用のごみ箱を用意する。
- 子どもと一緒に入れるトイレを設置する。
- オムツ替えスペースを設ける。
- トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する。
- 幼児用の補助便座を用意する。

(4) 高齢者・障害者への配慮

- 洋式便所など、座位保持ができるトイレを確保する。
- 車いす等でも移動しやすいように、トイレまでの動線確保や段差の解消等を行う。
- 福祉避難スペース等の近くにトイレを設置する。
- 介助者も入れるトイレを確保する。

(5) その他の配慮

- 発災当初には、50 人に 1 基、避難が長期化する場合（発災 1 週間以降）には 20 人に 1 基の設置及び男女比 1 : 3 のトイレ設置を実現する。(スフィア基準に準拠)
- 性的マイノリティの方への配慮として、男女共用のユニバーサルトイレを設置する。
- 人口肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する。

2-10 その他配慮が必要なこと

(1) 衛生管理、食事管理、健康管理について

衛生管理、食事管理、健康管理の観点からの配慮が必要である。

分類	主な配慮事項
衛生管理	● 感染防止対策の徹底 ● 共有部分のこまめな消毒 ● 手洗い場と調理場を分別 ● 調理時や配食時などに必ず手洗い ● 消毒及びマスクを用意 ● 残飯とごみの分別（残飯のごみにはフタ） ● 手洗い、うがいの徹底 ● 土足禁止 など
食事管理	● 身体に優しい食事（塩分控えめ、野菜多め、適温）の提供 ● 時間を決めて食事 ● みんなで一緒に食べるよう心がけ など
健康管理	● 1日5分でも体を動かす体操などを実施 ● 個人の健康管理についてもルール化（口腔衛生管理、喫煙、飲酒など） ● 飲酒及び喫煙の禁止 ● 毎日の体温測定、体調確認 ● 熱中症予防、対策の実施 など

上記の3つの管理を行うためには、生活のリズムを決め、生活のルールをつくる必要がある。

<ルールの設定例>

- 起床や消灯の時間設定
- 朝礼や健康体操の時間設定
- 掃除の時間設定
- 人数確認（点呼）の時間設定
- 避難者参加の掃除当番や配食当番の設定
- 貴重品の管理は自己責任で行うように周知
- 共同で使用するものや場所の利用ルールの設定

(2) 感染症対策について

インフルエンザや食中毒などの感染対策について、以下に例示する。

分類	主な感染症対策
環境整備	● 発熱者等専用スペースの確保 ● 定期的な換気、清掃、消毒 ● 密集を避ける間隔の確保
衛生管理	● 消毒と手洗いの推奨 ● ドアノブ、トイレなど、頻繁に触れる場所を定期的に消毒 ● 健康状態のチェック
感染予防グッズの準備	● 体温計、消毒液等の準備 ● マスクの配布と着用 ● 感染予防のポスター等の掲示

(3) 熱中症予防・対策について

気温が高い、風が弱い、湿度が高い、急に暑くなった日は、熱中症に注意が必要である。熱中症予防・対策について、以下に例示する。

<主な熱中症予防・対策>

- 熱中症の予防のために、①水分をこまめに摂ること、②できるだけ涼しい場所で過ごすことが重要。
- 熱中症対策として、のどが渇いてなくても、こまめに水分を摂るよう周知
- 屋外で作業する場合、休憩、水分、食事、日焼け止め、帽子の着用を実施

(4) 持ち込み禁止物品について

避難者持ち込み物品は、危険物、他の避難者に影響を与える備品等は原則禁止する。

分類	原則持ち込み禁止の物品
危険物	● 刃物 ● 火器類
周囲に影響のある物品	● 腐敗しやすい食品 ● 強い臭いを放つ物品 ● 大音量を発する電子機器
秩序を乱す可能性がある物品	● アルコール飲料 ● 大量の現金や貴重品 ● 個別テント

(5) 車を使った避難について

避難所は、緊急車両の駐車が優先となるため、一般車両の駐車スペースを確保することが難しいことから、車での避難は原則、禁止とする。

3 在宅避難者への支援について

自宅等で避難生活を送る在宅避難者も、避難所の避難者等と同等の支援を受けられるようにします。具体的な支援は以下のとおりです。

3-1 情報の提供

- 避難所同様の情報提供を継続的に実施（物資の配布物、配布スケジュール等）する。
- 避難所と在宅避難者との連絡手段を確保（電話、アプリ等）する。
- Wi-Fi等の通信環境や端末の充電ができる環境を整備する。

3-2 支援物資の提供

- 在宅避難者にも食料配給等を適正確実に行うために、個人情報や配布記録を記載した在宅避難者名簿を作成する。
- 要介護者、乳幼児、妊婦など特別なニーズを持つ在宅避難者のための物資を準備する。
- 食物アレルギーへの配慮や、宗教上の理由による食事へ配慮等を行う。必要により管理栄養士等への相談等も行う。
- 入浴機会の確保や洗濯機会の確保等を実施する。

3-3 健康の確保等

- 在宅避難者も利用可能な相談窓口を設置し、訪問や電話連絡で健康状態を確認する。
- 障害等の理由で在宅避難を選択する要配慮者の場合、障害特性に応じた支援を検討する。（医療、福祉、当事者団体等との連携）
- 女性や乳幼児、子どものいる家庭の在宅避難時におけるニーズや意見を反映する。
- 車中泊避難を選択した者の早期把握に努め、健康面等の相談・支援対応に努める。

※東京都震災対策条例により車両での避難を禁止している。（人命救助や消火活動を円滑に行う必要があるほか、エコノミークラス症候群等の健康被害にも課題がある。）